

唯識学派から見た法宝の因明理解

小野 嶋 祥 雄

一、問題の所在

唐初期の仏教界では、玄奘三蔵（六〇二—六六四年）によって五姓各別・三乘真實を説く経論が新たに訳出されたことから、五姓各別・三乘真實を主張する唯識学派と悉有仏性・一乘真實を主張する論師の間で三一權実論争が繰り広げられた。この論争の中で、五姓各別・三乘真實を主張する唯識学派の論師達は、自説を主張するにあたり、宗・因・喩の三支の論式を積極的に用いている。一例を挙げれば、慈恩大師基（六三一—六八二年）は『成唯識論掌中樞要』巻上本にて、定性二乗が不成仏であることを、**宗**「二乗之果応有定性」**因**「乗所被故」**喩**「如大乘者」の三支作法の論式を用いて示しており、無種性が不成仏であるとの主張にも、**宗**「所説無性決定応有」**因**「有無二性随一摂故」**喩**「如有性者」の論式を用いている。^①また、唯識学派の論師の多くが、玄奘訳『因明入正理論』に注釈書を著していることから分かる通り、五姓各別・三乘真實を主張した唯識学派の論師達は因明に通暁していたことが知られる。

他方、靈潤（五八〇—六六七頃）の「十四門義」、義榮（生没年未詳）の「一卷章」、法宝（六二七—七〇三—七〇六年頃）の「一乘仏性權実論」・「一乘仏性究竟論」（以下、『究竟論』）などの悉有仏性・一乘真實を主張した論師の著作には、自説の主張に際して積極的に因明が用いられることはなく、唯識学派の論師に見られる因

明に対する積極的な態度とは対称的な様相を示している。このような、悉有仏性・一乘真實を主張した論師の因明への消極的な態度の理由については、日本の伝教大師最澄（七六七―八二二年）の因明理解とその思想的背景を検討した吉田慈順氏の研究に重要な指摘がなされている。^②吉田氏の研究によれば、最澄の「三支の量、何ぞ法性を明かさんや」といった因明についての批判的理解は、法宝の因明観に基づくものであり、その法宝の因明観とは、悉有仏性や一乘真實といった難解深奥な真理は因明によつては明らかにすることは出来ないとのもので、これには悉有仏性・一乘真實説を「難解・真實」、五姓各別・三乘真實説を「易解・方便」であるとする法宝の權實の分類が密接に関連しているという。

吉田氏が明らかにされた法宝の因明理解とその思想的背景については筆者も同意するところである。そこで改めて検討を加えたいのは、五姓各別・三乘真實を主張し悉有仏性・一乘真實を批判した唯識学派の論師達は、法宝の因明観やその思想的背景についてどのような理解を示していたのかという問題である。小稿では、これらの問題について、神泰（生没年未詳）や慧沼（六四八―七一四年）などの唯識学派の論師の著作を通じて考究していく、悉有仏性・一乘真實を主張する論師と五姓各別・三乘真實を主張する唯識学派の因明に対する対称的な態度の理由について検討を深めていきたい。

二、法宝の因明理解とその思想的背景

現存する法宝の著作の中には、宗・因・喻の三支の比量を用いて、悉有仏性・一乘真實を主張する事例は見られない。また、『究竟論』には因明に関連すると思われる「違自教失」や「比量」の用語が用いられる箇所も存在するが、これらの語が『因明入正理論』を踏まえて使用された用語であるのかは定かではない。

このように、現存する法宝の著作中には因明に関する言明が見られないことから、法宝の因明に対する考えは明らかではないが、日本の源信（九四二—一〇一七年）の『一乗要決』や、済暹（一〇二五—一一一五年）の『辯顯密二教論懸鏡抄』や『四種法身義』の中に引用される法宝著作の逸文から、法宝の因明に対する考えを窺うことが出来る。

まず、源信の『一乗要決』巻之中「大文第五斥定性二乗永滅計」には、基の『成唯識論掌中樞要』巻上本に立てられる定性二乗の比量を引用した後、『宝公の云わく』として法宝の因明に対する考えが引用されている。

七立^{ニツルニ}量^{ヲハク}云^{ハク}「二乗之果^{ハニル}有^レ定性^ニ。乗所被^ノ故^ニ。如^{シト}大乘者^ノ」^①。已上^ニ。此義云何^ニ。答^{ハク}。宝公云^{ハク}「因明但是立^レ論^ニ。証成之法^ニ。設^ヒ無^レ過^レ未^レ為^レ契^レ理^ト。故^ニ智論^ニ九十三云^{ハク}、阿羅漢成^レ仏^ト、非^ス論義者^ノ知^レ唯^ニ仏能^レ了^レ」^②。已上^ニ。

ここに示されている法宝の因明観は、因明はただ証成の法を立論するのみで、その比量に過失がなくとも、真理にかなうものではないというものであり、その教証として『大智度論』巻九三の文が引用されている。

また次に、法宝の因明観を示す資料として、『大般涅槃經疏』の逸文を挙げることができる。法宝の『大般涅槃經疏』は巻九・十のみが現存するが、その逸文が師茂樹氏によって収集されている^③。師氏が収集した逸文の中、院政期に活躍した新義真言宗の済暹（一〇二五—一一一五年）の『辯顯密二教論懸鏡抄』巻五に「宝師の涅槃經疏に云わく」として引用されている逸文には、以下のような記述がある。

經曰^ニ「今欲^ス問^{ハント}諸陰^ヲ」已下是謙問也。迦葉欲^{ハスニ}問^{ハント}如来常住五陰^ヲ、自標^{カラ}無智^{スルハ}、所以^{ナリ}謙退^ノ。下橋陳

如品明下捨ニ無常色ニ獲ニ得ニ常色ニ等ニ答フ此問ニ也。「精進菩薩衆亦復不レ能レ知」者、明下仏果常住ニ五陰非ニ凡下所知ニ唯仏与レ仏能了上故下経云「十住菩薩雖見ニ一乘、不レ知ニ如来是常住法」十住尚不レ能レ知凡下理宜絶レ分、只可ニ経仰信。不レ得妄為ニ比量ニ比之。云云云。

この一段は、曇無讖訳『涅槃経』卷三「壽命品第一之三」の注釈箇所である。この中で法宝は、十住の菩薩であつても如来常住の理を知ることが出来ないとい説く『涅槃経』の教説に基づき、凡下の者においては、如来が常住であるとは經典に説かれる教えを仰いで信じるべきであり、妄りに比量をなすべきではないと述べている。以上、「一乗要決」や「辯顕密二教論懸鏡抄」から窺われる法宝の因明観は、二乗の成仏や如来が常住であるとは、ただ仏のみがよく知る所であり、これらは因明によつて明らかにすることは出来ないものである。なお、このような法宝の因明に対する批判的理解は、彼の權教と実教とを分類する基準と密接に関連している。法宝の『究竟論』卷一「權実義例章第四」には、權教と実教を分類するにあつて、①「信謗罪福多少異」、②「所為説人勝劣異」、③「難解易解浅深異」、④「仏自会釈有無異」、⑤「權実相对前後異」、⑥「大小不同半満異」、といった六つの基準を用いている。この中、③「難解易解浅深異」は、易解の教えは權教であり、難解の教えこそが実教であることを述べる一段であるが、そこには以下のような記述が見られる。

二十七云「十住菩薩不レ知ニ一切衆生悉有ニ仏性」。「法花経」第二云「唯ニ一仏乘、汝舍利弗、尚以レ信入。況声聞」。「智論」九十三云「阿羅漢成仏、非論者知、唯仏能了」。二乘実減一分無性、即無ニ斯説。權浅深義決定也。

この中で法宝は、「悉有仏性」を説く『涅槃經』、「唯一仏乗」を説く『法華經』、「阿羅漢成仏」を説く『大智度論』には、それぞれ、「十住の菩薩であつても知ることが出来ない」、「信を以て入る」、「ただ仏のみがよくす」といった難解の教えであることを示す言葉があるものの、「二乗の実滅と一分無性とを説く経論には、こうした難解の教えであることを示す言葉が見られないため」、「二乗実滅・一分無性」の教えは浅い權教であり、「悉有仏性・唯一仏乗・阿羅漢成仏」の教えこそが奥深い実教であることは明らかであるとしている。つまり、法宝の「因明はただ証成の法を立論するのみで、その比量に過失がなくとも、真理にかなうものではない」との因明観は、自身が信奉する悉有仏性・一乗真実などの教説が「難解・真実」であるとの理解に基づくのである。

三、「大智度論」卷九三の解釈について

これまで、法宝の因明理解とその思想的背景について確認してきた。それでは、法宝の批判対象であつた五姓各別・三乘真実を主張した唯識学派の論師達は、こうした法宝の因明観についてどのような理解を示していたのであろうか。唯識学派の論師の著作中には、先に述べた源信の『一乗要決』所引の「宝公云」と洛暹の『辯顯密二教論懸鏡抄』に「宝師涅槃經疏云」と引用される法宝の因明観に対して、これを直接的に批判する文言は見られない。そこで注目したいのは、法宝が因明に対する理解を表明するにあたって引用した、『涅槃經』『法華經』『大智度論』といった経論に関する唯識学派の解釈である。

法宝の因明観の思想的背景を表す資料として示した『究竟論』卷一「權実義例章第四」には、『涅槃經』『法華經』『大智度論』が引用されていた。改めてそれらの出拠を示せば、以下の通りである。

・曇無讖訳『大般涅槃經』卷二七「師子吼菩薩品第十一之一」

爾時、師子吼菩薩摩訶薩白レ仏言、「世尊、若一切衆生悉有レ仏性、如ニ金剛力士ノ者、以ニ何義故、一切衆生不能レ得レ見」。仏言、「善男子、譬如下色法雖有ニ青黃赤白之異、長短質像、盲者不能レ見。雖復不能レ見、亦不能レ言、無ニ青黃赤白長短質像。何以故。盲雖不見、有レ目見故。仏性亦爾。一切衆生雖不能レ見、十住菩薩見ニ少分故。如來全見。十住菩薩所見仏性如ニ夜見色。如來所見如ニ昼見色。善男子、譬如下瞎者、見色不能レ了、有ニ善良医、而為治目、以ニ藥力、故得レ了了見上。十住菩薩亦復如是。雖不見ニ仏性、不能レ明了上。以ニ首楞嚴三昧力故、能得レ明了」。ナルコトヲ⑥

・羅什訳『妙法蓮華經』卷二「譬喻品」

斯法華經、為ニ深智ノ説、淺識聞レ之、迷惑不能レ解。一切声聞、及辟支仏、於ニ此經中、力所不能レ及。汝舍利弗、尚於ニ此經、以レ信得レ入。況余声聞。ナルコトヲ⑦

・龍樹造 羅什訳『大智度論』卷九三「積集定品第八十三」

復次、仏法於ニ五不可思議中、最第一。今、言下漏尽阿羅漢還作仏、唯仏能知。論議者正可レ論ニ其事、不能ニ測知。是故不能レ應戲論上。若求得レ仏時、乃能了知。余人可レ信、而未レ可レ知。ナルコトヲ⑧

法宝が引用するこれらの経論は、『涅槃經』には「悉有仏性」であるとは十住の菩薩であつても少分に見ることしか出来ないことが説かれており、『法華經』では「一乗」は深い智慧を有する者に対する教えで信を以て入るべきことが説かれ、『大智度論』では「二乗作仏」はただ仏のみがよく知ることが出来ることと説かれている。法

宝がこれらの経論を引用した意図は、「悉有仏性」「唯一仏乘」「二乗作仏」の教説こそが「難解・真実」であることを示すためである。

さて、ここで注意したいのは、「一乗要決」中に「宝公の云わく」として引用する法寶説と、法寶の『究竟論』卷一「權実義例章第四」に共通して引用されている、羅什訳『大智度論』卷九三の論文に対する唯識學派の解釈である。というのも、この『大智度論』の文については、神泰の「一卷章」に以下のような文脈において引用されているからである。

或就^ハ行性能証^ニ之^ニ因^ニ、以明^ニ仏性^ヲ。謂^{ハク}本識^ノ大乘種子[、]如^キ此^ノ行性有無不定^{ナリ}。不^レ可^三説^ニ言^ニ衆生等有^ニ。故^ニ「涅槃」云^{ハク}「或有^ニ仏性[、]一闡提^ニ有[、]善根人無[、]或有^ニ仏性[、]善根人有[、]一闡提無^ニ。有^ニ多處^ニ文[、]不^レ能^ニ広拳^ノ（中略）又「智度論」九十三云^{ハク}「復次[、]仏於^ニ五不思議^ニ中[、]最爲^ニ第一^ニ。今[、]言^{ハク}漏尽阿羅漢作^ニ仏[、]唯^ニ仏能^ニ知[、]故論議者[、]正可^レ論^ニ其事[、]不^レ能^ニ測知^ニ。是故不^レ應^ニ戲論^上。共求^ニ得^ニ仏^ニ之時[、]乃能^ニ可^レ知^ニ。余^ハ人可^レ信^ニ、而未^レ可^レ知^ニ」。

神泰の「一卷章」では、能証の因である行性の有無は不定であり、等しく衆生にあると説くことは出来ない論拠として、『大智度論』が引用されているのである。これはつまり、神泰は『大智度論』の論文を阿羅漢の成仏と不成仏が説かれる五姓各別・三乘真実を説くものと理解していたことを示している。なお、神泰の「一卷章」中には、『大智度論』卷九三以外の『涅槃經』卷二七や『法華經』卷二の引用は検出することは出来ないが、唯識學派の解釈では『涅槃經』や『法華經』も五姓各別・三乘真実を説く經典として理解されている。これらのことから、法寶が『究竟論』卷一「權実義例章第四」にて引用する『涅槃經』『法華經』『大智度論』は、神泰にと

つては五姓各別・三乘真実を説く経論として捉えられていたことが窺える。そしてまた、『大智度論』の文には、ただ仏のみがよく知る所であると説かれていることから、神泰は阿羅漢の成仏と不成仏という五姓各別・三乘真実説は「難解」の教えであると捉えていたとも推察されるのである。^⑭

四、唯識學派から見た法宝の「難解易解淺深異」説

神泰の『大智度論』の引用を通じて、唯識學派の論師は五姓各別・三乘真実説を難解の教えと捉えていたことが窺えた。そこで更に注目したいのは、法宝の因明觀の思想的背景として示した「究竟論」卷一「權實義例章第四」の主張に対する慧沼の反駁である。慧沼の『慧日論』卷一「破定權實三」には、法宝の「難解易解淺深異」に対して、以下のような反駁が見られる。

「涅槃」二十七云、十住菩薩不知一切衆生悉有仏性。『法華』第二云、唯一仏乘。汝舍利弗、尚於此經以信得入。『智論』九十三云、阿羅漢成仏非論者知、唯仏能了。二乘實滅一分無性、即無斯説。權淺實深義決定也。亦不應爾。『深密』既為勝義生觀自在法涌弥勒等菩薩説。即是具上品五事。聞大不謗、不作余説。故決定知、是深是實。云不定性成仏定性不成、是能了。仏自説故。執為權淺、豈不相違。故為失也。^⑮

ここでの慧沼の批判は、法宝が權教と實教を峻別するに当たって用いる「難解易解淺深異」の枠組み自体を批判するのではなく、その枠組みに則った上での批判である。つまり、『解深密經』は、勝義生菩薩・觀自在菩

薩・法涌菩薩・弥勒菩薩等の菩薩の為に説かれた教説であることから了義の説であり、不定性の成仏と定性の成仏は仏が自から説いた教えなので、これを浅い權教とするのは誤りであるとの批判を加えている。

確かに、五姓各別・三乘真實を説く經論が「易解」であり「方便」の教えであるとは、あくまでも法宝の理解にすぎず、慧沼などの唯識學派の論師は、五姓各別・三乘真實を説く經論を「難解」であり「真實」の教えであると捉えている。このことは、『瑜伽論』に説かれる種姓論に関する解釈からも明らかで、遁倫（?—七〇五—）の『瑜伽論記』巻八には、神泰と基の次のような解釈が示されている。

結云、「應^レ知、是^レ名^ニ能^ク比^ス菩薩^ノ種^ノ姓^ノ、^ニ等^ト者、^ニ泰^ノ、^ニ弥勒^ノ、^ニ言^{ハク}、^ニ我^ハ是^ニ菩薩^{ナリ}。但^タ可^レ下^ニ以^テ此^ノ事^ノ、^ニ種^ノ姓^ノ、^ニ比^ス知^{ハク}有情^ノ身^ノ中^ノ種^ノ姓^ノ。至^リ如^キ決定^ノ証^ノ知^{ハク}、^ニ唯^ク仏^ノ世^ノ尊^ノ、^ニ究^ニ竟^{シテ}現^ス見^{ハク}、^ニ我^ハ之^ノ慈^ノ氏^ノ不^レ能^ハ現^ス見^{ハク}。基云、「以^テ菩薩^ノ種^ノ姓^ノ、^ニ難^ク知^{ハク}、^ニ今^ニ、^ニ以^テ行^{ハク}比^ス知^{ハク}種^ノ姓^ノ。故^ニ言^{ハク}能^ク比^ス菩薩^ノ種^ノ姓^ノ、^ニ種^ノ姓^ノ、^ニ故^ニ此^ノ段^ノ初^ノ文^ノ云^{ハク}、^ニ由^テ此^ノ相^ノ、^ニ故^ニ令^ス他^ヲ了^ス知^{ハク}、^ニ真^ニ是^ニ菩薩^{ナリ}。其^ノ細^ノ相^ノ決定^ノ實^ノ義^ノ、^ニ唯^ク仏^ノ能^ク知^{ハク}。此^ノ中^ノ且^ニ推^ス於^ニ仏^ノ、^ニ不^レ言^{ハク}我^ハ亦^ハ不^レ知^{ハク}。古^ノ人^ノ云^{ハク}、^ニ弥勒^ノ不^レ知^{ハク}者^ノ謬^{ナリ}也^{ナリ}。以^テ『善^ノ戒^ノ經^ノ』云^{ハク}、^ニ種^ノ姓^ノ、^ニ種^ノ姓^ノ、^ニ我^ハ已^ニ略^{シテ}説^{ハク}、^ニ諸^ノ余^ノ實^ノ義^ノ、^ニ唯^ク仏^ノ能^ク知^{ハク}者^ノ、^ニ當^ルニ釈^ノ迦^ノ亦^ハ不^レ知^{ハク}也^{ナリ}。且^ニ知^{ハク}推^ス於^ニ仏^ノ、^ニ非^ニ弥勒^ノ不^レ知^{ハク}。但^タ言^{ハク}三^ノ仏^ノ究^ニ竟^{シテ}知^{ハク}、^ニ我^ハ亦^ハ知^{ハク}不^レ究^ニ竟^{シテ}知^{ハク}」。

『瑜伽論』では、巻三四にて声聞と独覺の種姓が説かれ、巻三五に菩薩の種姓が説かれる。その巻三五「本地分中菩薩地第十五初持瑜伽伽處種姓品第一」では、菩薩種姓には施・戒・忍・精進・靜慮・慧の六波羅蜜多種姓の種姓があり、この種姓によつて他者に菩薩であることを了知させるが、その者が本當に菩薩種姓であるかについては仏のみが知るところであると述べられている。右に引用した『瑜伽論記』は、その一段についての神泰と基の注釈であるが、両者とも『瑜伽論』の文意通りに菩薩種姓については仏のみが知るところである旨を述べてい

る。

以上のことから明らかな通り、唯識学派では種姓論はただ仏のみが知る「難解」の教えとして理解されているのである。また奇妙なことに、法宝の『究竟論』の中にも、唯識学派の種姓論が「難解」の教えであることを認めるかのような記述が見られる。それは、『究竟論』巻四「破法爾五性章第八」にて、一切衆生の本性が平等であることを述べる箇所においてである。

二本性一切衆生平等者、『善戒經』第一云「菩薩性有二種。一本性、二客性。本性者、陰界六入次第相續、無始無終、法性自爾。是名本性。客性者、謂、所修習一切善法、得菩薩性」。又云「復有二種。一細、二麁。所言細者、無因而得。無因得果、故名爲細。所言麁者、有因而得。從因得果、故名爲麁。菩薩具足此二種性故、勝於一切、聞獨覺。況余外道」。准此經文、細是本性、麁是客性。又云「具此二性、有六印相。一切衆生知、細性印相唯仏能知」。此同『涅槃經』一切衆生、仏性唯仏能知、十住菩薩不知。『瑜伽』「地持」大意亦同。

ここでは、菩薩の二種性について論じられており、『善戒經』を引用して、菩薩性には本性と客性の二つの性があつて、本性は「細」で客性は「麁」であると分類し、その細性（＝本性）についてはただ仏のみが知るところであると述べられている。そして、このことは、一切の衆生に悉く仏性があるとは、十住の菩薩であっても知ることが出来ず、ただ仏のみがよく知る所であると『涅槃經』に説かれることに同じであるという。この中で言及される『涅槃經』の教説は、先に法宝の因明観とその思想的背景を確認する中で引用されていたものと同じである。もちろん、この「破法爾五性章第八」での法宝の二種姓についての解釈は、悉有仏性・一乘真実説の立場

からのもので、その主眼は一切衆生の本性が平等であることを述べることにあり、『瑜伽論』などに説かれる種姓論を実教として認めるものではないと思われる。しかしながら、ここでの法宝の記述は、種姓論が説かれる『善戒経』『地持経』『瑜伽論』に「ただ仏のみがよく知る所である」との「難解」の教えであることを示す言葉が存することを認めているように見え、やや整合性に欠ける印象を受けかねないものとなっている。

五、結語

以上、法宝の因明理解とその思想背景に対して、唯識学派の論師達がどのような理解を示していたのかを検討してきた。これまでの考察結果を纏めれば、以下の通りとなる。

源信の「一乗要決」や済蓮の「辯顕密二教論懸鏡抄」に引用される法宝の因明に対する理解は、因明によって「悉有仏性」「唯一仏乗」「阿羅漢作仏」といった難解であり奥深い真理は明らかにすることは出来ないというものであった。なお、このような法宝の因明観は、自身が信奉する悉有仏性・一乗真實説が「難解」であり「真實」であるとする解釈に基づいていることを確認した。

こうした法宝の因明理解に対して、唯識学派の論師の著作中には直接的な批判を検出することは出来なかったが、その因明観の思想的背景となる「究竟論」巻一「権実義例章第四」の「難解易解浅深異」に対しては、慧沼の「慧日論」に直接の反駁があり、それは、『解深密経』は勝義生菩薩・觀自在菩薩・法涌菩薩・弥勒菩薩等の菩薩の為に説かれた教説であることから了義の説であり、不定性の成仏と定性の成仏は仏が自から説いた教えなのでこれを浅い権教とするのは誤りであるとの批判であった。これに加えて、『瑜伽論記』に示される基や神泰の種姓論の検討を通じて、唯識学派では五姓各別・三乗真實説を「難解」の教えであると捉えていることを明ら

かにすることが出来た。

そしてまた、法寶が悉有仏性・一乘真實説が「難解・真實」であることの教証として引用する『涅槃經』『法華經』『大智度論』については、唯識學派ではこれらの經論は五姓各別・三乘真實を説く經論として理解されていることが、神泰の「一卷章」より明らかとなった。

以上のことを勘案すると、唯識學派よりすれば、五姓各別・三乘真實説は「難解」の教であることから、法寶のいう「悉有仏性や一乘真實といった難解深奥な真理は因明によつては明らかにすることは出来ない」との因明理解は首肯することが出来ないものであったと推察される。それでは、唯識學派の論師達は「難解」の教である五姓各別・三乘真實説を因明によつて明らかにすることが出来ると考えていたことが新たな問題点として浮かび上がってくるが、この問題については今後の課題とし稿を改めて検討していきたいと思う。

註

- ① 『大正藏』卷四三・六一二頁上。
- ② 吉田慈順「最澄の因明批判―思想的背景の検討―」（『天台學報』五六号、二〇一四年）。
- ③ 『惠全』卷二・一〇三―一〇四頁。
- ④ 師茂樹「法寶『大般涅槃經疏』逸文とその分析―濟暹による引用文を中心に―」（『花園大学文学部研究紀要』三六号、二〇〇四年）。
- ⑤ 『大正藏』卷七七・四六五頁上中。
- ⑥ 法寶『究竟論』卷一「權實義例章第四」「又諸經論權實義例略有六相。一信謗罪福多少異、二所為説人勝劣異、三難解易解淺深異、四仏自会釈有無異、五權實相對前後異、六大小不同半滿異、三乘一乘、五性仏性、二説相對亦有六相。故知、一乘仏性為實、三乘五性是權」（『龍谷大学論集』八八頁）。『究竟論』の引用については、淺田正博「石山寺所藏『一乘仏性究竟論』卷第一・卷第二の検出について」（『龍谷大学論集』四二九号、一九八六年）、同

「法寶撰『一乘仏性究竟論』卷第四・第五の両巻について」（『仏教文化研究所紀要』二五集、一九八六年）に掲載されている翻刻資料を用い、引用に際しては論文の頁数を記載した。

- ⑦ 『龍谷大学論集』九十頁。
- ⑧ 『大正藏』卷十二・五二五頁中。
- ⑨ 『大正藏』卷九・二六二頁中。
- ⑩ 『大正藏』卷二五・七二四頁上。
- ⑪ 『伝全』卷三・一八二頁。
- ⑫ 神泰の「一卷章」に対しては、一切皆成説の立場から義榮による反駁が加えられている。義榮の「一卷章」には「智度論」文、引之無利。依「涅槃經」、羅漢作仏不作仏事、十地菩薩少分証見、九地以下隨分聞見、如来世尊、獨得了了。今、所述者、如来之言。「大論」所言、言自知也。果謂不可論者、新宗何得敢論。羅漢、但使我論余人莫論。如此誑言、誰云其然。若許諸家必應論者、引此論文、其利安在」（『伝全』卷三・二二三頁）とある。
- ⑬ 『大正藏』卷四五・四一三頁中。
- ⑭ 『大正藏』卷四二・四九一頁上。
- ⑮ 『仏教文化研究所紀要』一二四頁。

キーワード 法寶、神泰、慧沼、因明、難解易解浅深異